

5 . 定款の改訂

定款について、次ページ以降に示す通りの改訂を行う。ただし、文部科学省の認可を受けるに際し、訂正等の指示があった場合の処置は理事会に一任する。

今回の主な改訂理由は次の通りである。

1 . 理事会開催回数の下限変更

本会では、この十年来、研究分野と人的対象の拡がりに応じた諸活動のみならず、アクレディテーション等の社会的要請に応じた活動、国際的な情報発信の推進等、その活動は拡大の一途にある。現在、理事会は 8 月を除く毎月開催されているが、理事会のみで諸事項を審議するには、活動の拡がりに応じた十分な議論が困難になりつつある。

本会では、既に個々の事業活動を統括する主要委員会とこれを所掌する担当理事を設けて運営に当たっているが、今後はこれをさらに一歩進め、各担当理事の責任のもとで各主要委員会に相当の権限を委譲し、そこで十分な議論を行い、その結果を踏まえた重要事項のみを理事会で審議することとしたい。

これにより、理事会における審議事項は大きく整理・集約されることとなり、会の運営に関わる決議のために最低必要な理事会の開催は通常は年 6 回以上で十分と考えられる。

以上から、理事会開催回数下限を、現行の年 10 回以上から、年 6 回以上に引き下げることとした。

(改訂定款第 32 条参照)

2 . その他、不足する事項の追加

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に添うよう不足する事項を追加した。

(改訂定款第 17 条, 第 48 条, 第 49 条参照)

次ページ以降： 5 . 1 情報処理学会定款（現行および改訂案）

5.1 情報処理学会定款（改訂該当箇所のみ掲載）

38. 12. 19 制定	53. 8. 7 改訂	5. 5. 19 改訂
42. 12. 5 改訂	58. 6. 27 改訂	6. 7. 16 改訂
44. 1. 7 改訂	59. 7. 10 改訂	12. 3. 23 改訂
45. 11. 7 改訂	61. 8. 25 改訂	14. 6. 25 改訂
47. 7. 14 改訂	元. 3. 29 改訂	16. 3. 1 改訂
50. 10. 24 改訂	4. 10. 3 改訂	

現 行	改訂案	備 考
<p>第 17 条 役員は、正会員のうちから、会長、副会長、理事、監事毎に選挙により選出し、総会でこれを選任する。</p> <p>2. 理事および監事は互いに兼任することができない。</p>	<p>第 17 条 役員は、正会員のうちから、会長、副会長、理事、監事毎に選挙により選出し、総会でこれを選任する。<u>常務理事は、理事の互選により定める。</u></p> <p>2. <u>理事のうち、同一の親族、特定の企業の関係者、所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の 2 分の 1 を超えてはならない。</u></p> <p>3. 理事および監事は互いに兼任することができない。</p>	<p>常務理事を定める方法を明確にした。 公益法人の設立許可及び指導監督基準 4 (1) -5) の定めが漏れていたため加えた。</p>
<p>第 32 条 理事会は、<u>毎年 10 回以上</u>、会長が招集する。 ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあった場合、会長は、請求のあった日から 1 ヶ月以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>2. 理事会の議長は会長とする。</p> <p>3. 支部長および事務局長は理事会に出席することができる。</p> <p>4. 会長は、必要と認めた場合、委員長等を理事会に出席させることができる。</p>	<p>第 32 条 理事会は、<u>毎年 6 回以上</u>、会長が招集する。 ただし、会長が必要と認めた場合、または、理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあった場合、会長は、請求のあった日から 1 ヶ月以内に臨時理事会を招集しなければならない。</p> <p>2. 理事会の議長は会長とする。</p> <p>3. 支部長および事務局長は理事会に出席することができる。</p> <p>4. 会長は、必要と認めた場合、委員長等を理事会に出席させることができる。</p>	<p>前述の「1. 理事会開催回数下限変更」の理由により変更した。</p>

第 48 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第 48 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、原則として毎事業年度開始前に、会長が編成し、理事会および総会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により、事業年度開始前に届出できない場合は、事業年度開始後 3 ヶ月以内に、理事会および総会の議決を経、事業年度開始前に届け出できなかった理由を添付して、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

第 49 条 前条の規定により、事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(第 49 条は追加のため、以下、条項繰下げ)

本会では、事業計画および収支予算を議決するための通常総会は事業年度開始後に開催しているため、実態に合わせて修正した。

前条の変更に伴い、予算成立時までの収入支出の根拠を明確にするよう追加した。